

講座・教室・催し

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 費=費用・入場料 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座・教室・催しが中止または延期となる場合があります(詳細は、各申込先・問合せ先へ)。なお、参加に当たっては、マスクの着用や手指消毒等、各会場をお願いする感染症対策にご協力ください。

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
イベント	すみだ観光ガイドが案内する「隅田川七福神めぐり」 	令和3年1月4日(月)・5日(火)午前10時～午後1時 *集合は午前9時50分 *荒天中止	【集合場所】区役所前うるおい広場 【解散場所】東武鉄道伊勢崎線鐘ヶ淵駅	内 三囲神社や長命寺などの隅田川七福神をめぐる 定 各日先着45人程度 費 各日1500円(資料代・保険料込み) *向島百花園の入園料が別途必要 申 事前に催し名、希望日、代表者の住所・氏名・電話番号、参加人数を、はがきまたはファクスで一般社団法人墨田区観光協会(〒130-0045押上1-1-2東京ソラマチ® 5階・産業観光プラザ すみだ まち処内) ☎5608-6951・FAX5608-7130へ *一般社団法人墨田区観光協会のホームページからも申込可
区政その他	すみだタウンミーティング「コロナで変化?これからの地域・これからのつながり」 	令和3年1月16日(土)午前10時半～正午	区役所会議室131(13階) *オンライン会議システムZoomでの参加も可	内 コロナ禍での地域活動の現状・課題や実践している工夫、新たなアイデア等について、区長を交えて話し合う 対 区内在住在勤の方 定 各先着20人 費 無料 申 事前に▶会場での参加=催し名・住所・氏名・電話番号・ファクス番号・一時保育希望の有無・手話通訳希望の有無を、ファクスまたはEメールで地域活動推進課まなび担当 ☎5608-6202・FAX5608-6934・✉KATSUDOSUISHIN@city.sumida.lg.jpへ *区ホームページからも申込可(左のコードを読み取ることでも接続可) ▶Zoomでの参加=区ホームページからのみ申込可 *いずれも受け付けは3年1月6日まで(一時保育・手話通訳を希望する場合は12月23日まで) *後日、参加の可否を通知

募集

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 選=選考方法 費=費用・入場料 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込書等の配布期間・場所が変更となる場合があります。お越しの際は、事前に、各問合せ先へご確認ください。

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
子育て教育	子育て支援活動助成事業の募集	内 子育て支援活動経費の一部助成を希望する団体の募集 対 区内で子育て支援活動に取り組んでいる団体 *審査あり	【募集期間】12月25日まで *応募方法等の詳細は募集要項を参照(募集要項は問合せ先で配布しているほか、区ホームページからも出力可) 問 子育て支援課子育て計画担当(区役所4階) ☎5608-6084
文化・スポーツ	令和3年度「すみだ文化芸術活動助成金」助成団体の募集	内 広く区民等に公開され、区の文化芸術振興に寄与する公益性の高い文化芸術事業への助成 対 区内を活動拠点とする文化芸術団体 【助成限度額】100万円 *助成の可否・金額は選考会を経て、公益財団法人墨田区文化振興財団が決定	申 申請書類を郵送で令和3年1月4日～29日(消印有効)に公益財団法人墨田区文化振興財団助成事業担当(〒130-0013錦糸1-2-3) ☎5608-5446へ *申請方法等の詳細は募集要項を参照(募集要項と申請書類は申込先で配布しているほか、すみだ文化芸術情報サイトからも出力可) 問 文化芸術振興課文化芸術担当 ☎5608-6212
区政その他	「墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)」(案)のパブリックコメント(意見募集)	【案の閲覧期間/閲覧場所】令和3年1月11日(祝)まで/すみだ清掃事務所(業平5-6-2)、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11)、区民情報コーナー(区役所1階) *日曜日は区民情報コーナーのみ(年末年始を除く) *区ホームページでも閲覧可	【ご意見の提出方法】ご意見(A4用紙1枚程度で書式自由)と、住所・氏名(団体名)・電話番号を、直接または郵送、ファクス、Eメールで3年1月11日(必着)までに、すみだ清掃事務所(〒130-0002業平5-6-2) ☎5608-6922・FAX5608-2573・✉SEISOU@city.sumida.lg.jpへ
区政その他	墨田区障害福祉総合計画(案)のパブリックコメント(意見募集)	【対象となる計画】墨田区障害福祉総合計画(第5期墨田区障害者行動計画・墨田区障害福祉計画第6期・墨田区障害児福祉計画第2期) 【案の閲覧期間/閲覧場所】令和3年1月12日(火)まで/障害者福祉課(区役所3階)、区民情報コーナー(区役所1階) *土・日曜日、祝日は区民情報コーナーのみ(年末年始を除く) *区ホームページでも閲覧可	【ご意見の提出方法】ご意見(書式自由)と、住所・氏名(団体名)・電話番号・ファクス番号・Eメールアドレスを、郵送またはファクス、Eメールで3年1月12日(必着)までに〒130-8640障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423・✉SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jpへ *区ホームページから意見書の様式も出力可